

## 令和6年度防衛省政策評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、令和6年度防衛省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

### 1 計画期間

令和6年度とする。

### 2 計画期間内において事後評価を実施する政策及び評価の方法

#### (1) 法第7条第2項第1号に区分される政策

防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企（防）第168号。令和5年3月29日。）第6項第2号に規定する施策等とし、次のア及びイに掲げる施策等の区分に応じ、当該ア及びイに定める評価の方法とする。

#### ア 施策

該当なし。

#### イ 事務事業

特に評価が必要と認められる場合には、基本計画第6項第3号イの規定により、事業評価方式による評価を実施することを基本とする。

#### (2) 法第7条第2項第2号に区分される政策

該当なし。

#### (3) 法第7条第2項第3号に区分される政策

該当なし。

### 3 実施計画の見直し

実施計画については、政策及び政策評価の実施状況を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行うものとする。